

第 5 章

台湾・雲林縣における地方政治と地方環境政策

寺尾 忠能

要約：台湾では民主化の過程で地方分権化も進み、その過程で地方政府の裁量権が拡大し、環境政策も多様化している。台湾の中では経済開発が相対的に遅れている雲林縣を事例として取り上げ、地方分権化により環境政策が軽視されるようになった過程を説明し、地方政治と地方環境政策の関連を論じる。

キーワード：環境政策、地方政治、台湾

はじめに

台湾では、1980 年代半ばから民主化が進み、国民党の地方選挙への強権的な介入による制御が行われなくなり、地方政府の自立性が高まってきている。また、1990 年代後半には、制度的には台湾省政府の形骸化、実質的な廃止による地方分権化も行われた。民主化、地方分権化をうけて、地方政府の環境政策も多様化しつつある。本稿では、特に経済開発推進の姿勢を強く示してきた雲林縣を事例として取り上げ、その開発の過程で発生した様々な環境問題について述べ、地方政治と環境問題、環境政策との関連について論じる。

第 1 節 台湾における地方分権化と地方政府

台湾では、国民党による権威主義体制下で、地方政府の権限は著しく制限されていた。日本の高度成長期以降の産業公害対策が中央政府よりも地方自治体が主導して進展したことと対比されて、台湾で経済発展の進展と比べて環境政策の展開が遅れたことの重要な要因としてあげられてきた。

台湾では、国会議員に相当する立法院と国民代表大会の委員は、中国大陸の選挙区での選挙を実施できないことを理由に、長年にわたり改選されず、「万年議員」とよばれていた。立法院の全面改選が行われたのは 1992 年である。しかし、同じく権威主義体制下にあった韓国などとは異なり、国民党の権威主義体制下においても地方政府の首長(台湾省、台北市、高雄市での一時期を除く)と地方議会の選挙は行われていた。日本の植民地支配の後に大陸から移転して植民地政権に取って代わった「外来政権」である国民党政権は、台湾の地方政治に基盤を持たなかったが、国民党政権は植民地時代から存在した地方の政治勢力を取り込み、各地で複数の政治勢力を競わせながら、各地の地方政治勢力が協力関係を結んで台湾全体に及ぶ政治的ネットワークを築くことを巧みに防ぎながら、台湾全土を統治することに成功した。その背景、基盤には、中央政府の政治権力の独占と、軍・治安警察などといった暴力装置の圧倒的な独占があった¹。

国民党による地方政治のコントロールは、常に完全に機能したわけではなく、一定の反国民党勢力(「党外勢力」とよばれた)が権威主義体制下においても地方議会や地方政府の首長を占めていた。1980 年代の民主化の過程で、1986 年に結成された民主進歩党(民進党)を中心とした野党勢力が各地の地方政府、地方議会でも躍進した。1997 年の地方選挙では、県政府の首長(縣長)の過半数を民進党が占めるに至った。

台湾における地方分権化において、直接的に最も重要な制度的変化は、1998 年に行われた台湾省政府の事実上の廃止であった。台湾省政府の管轄区域は、中華民国の実効支配地域から金門・馬祖地区を除いた台湾地区の内、

行政院直轄市である台北市と高雄市を除いたすべての地域である。中央政府と縣・市政府の間に、広大な範囲を占める省政府が介在することは、中央政府があたかも二重に存在するかのような状態である。台湾省政府の存在は、分裂国家の片割れである台湾の負の遺産の一つであった。中華民国政府の統治が台湾だけではなく大陸中国を含む全体に及ぶという虚構（「法統」とよばれる）が、台湾省政府の存在を必要としていた。台湾省政府は単なる形式的な存在では決してなく、土木などの公共事業や農業政策の実施などで多大な規模の予算を配分する権限を持ち、省政府と省議会はそうした利権を配分する重要な機関であった。

李登輝政権下の 1995 年、与野党の協議に基づき、省政府の事実上の廃止が省政府の頭ごなしに決定されている。ここでも正式な廃止に至らなかった理由には、中華民国憲法の全面的な改定作業を避けるという意味と、「廃省」を台湾独立につながるとする中国共産党政権や台湾内の反独立派、統一派を過度に刺激しないという配慮もあったと見られる。

台湾省政府の事実上の廃止により、省政府が持っていた権限、予算、人員などは中央政府と縣・市レベルの地方政府との間で分けられることになった。台湾省政府も形式的には地方政府の一つであるので、省政府の事実上の廃止は形式的には地方分権化ではなく、むしろ中央集権化の動きということも可能であろう。しかし、実質的には、縣・市レベルの地方政府の強化という意味で明らかに地方分権化の動きであった²。

第 2 節 民主化と地方分権、環境運動

制度的に目立った変化は、台湾省政府の機能の形骸化、事実上の廃止であったが、台湾の地方分権においてより重要な変化は、以前は国民党中央に制御されていた地方政府、地方政治家が民主化、政治的自由化によって自律性を獲得したことであったといえる。これは、国民党の支配体制の中で管理さ

れていた地方派閥にとっても、支配の外部にあった野党勢力にとっても重要な変化であった。

民進党は、各地の「党外勢力」が結集して結成されたが、権威主義体制下で抑圧されていた各種の社会運動とも関係を持っていて、反公害・反開発運動、特に反原発運動と密接な関係にあった。そうした反公害運動勢力との関係を背景として、民進党の地方政府首長は、大規模開発に慎重であると考えられてきた。たとえば、北部で民進党の有力基盤であった宜蘭県では、民進党籍の縣長が、民間大企業の台湾プラスチック社グループが 1986 年に発表し、中央政府も後押しした宜蘭県における第六ナフサ分解プラント建設計画（「六輕」とよばれる、台湾で 6 番目のナフサ分解プラント）に反対して、宜蘭県におけるこの計画を断念させている。

台湾における民主化の進展と環境政策との関係を論じる議論は、少なくとも 1990 年代初めの時点では、政治的自由化、民主化が地方分権、地方自治を拡大し、さらに結果として反大規模開発を主張する社会運動と政治的に近かった民進党が地方政府で政権をとることによって、地方で環境政策が促進されるという可能性が主として考慮されていたと言える³。1990 年代初めの時点では中央政府の政権交代が近い将来に実現することは、台湾政治研究においてもほとんど想定されていなかった。

次節以降では、地方政府が環境保護よりも開発計画に熱心である場合の事例として、雲林縣をとりあげて検討する。

第 3 節 雲林縣における「開発と環境」

1. 雲林縣の概況⁴

雲林縣は、開発が進んでいる西海岸では例外的に工業化が遅れており、今でも農業、畜産業、水産業、建設業などが主要な産業となっている後進地域

である。雲林縣の面積は 1,290 平方キロメートルで、その内平地が 9 割を占め、山地に区分されるのは 1 割である。人口は約 73 万 5 千人、縣内に特に目立った大都市はない。縣政府がある斗六市でも都市化はあまり進んでいない。

雲林縣では国民党の勢力が強く、2005 年まで民進党が縣長選挙で勝ったことはなかった。1999 年 11 月に行われた、当時の蘇文雄縣長の死去にともなう縣長選挙では、国民党勢力が分裂し、国民党の公認を得られず無所属で立候補した張榮味が国民党と民進党の候補を破って当選した。その後、2000 年に行われた総統選挙で得票数を上げるために、国民党は張榮味縣長の復党を認めた。縣長職を手に入れて、国民党の支持も取りつけた張榮味は、雲林縣における政治的支配を強め、他の地方派閥を押し退けて勢力を拡大していった。

2. 林内郷湖内村の虎頭山の開発とヤイロチョウ(八色鳥)

経済開発が相対的に遅れている雲林縣でも、近年様々な形で開発が進められており、産業公害や希少な自然資源の破壊の問題が表面化してきている。

張榮味縣長は建設業者に近いといわれ、林内郷湖本村にある枕頭山に生息する世界的に希少な渡り鳥、ヤイロチョウ(八色鳥, Fairy Pitta)の保護を求める運動を無視し、建設工事用の土砂を採取するために枕頭山を削り取るようとする業者に対して何ら有効な措置を執ろうとしなかった⁵。

1999 年 3 月に雲林縣政府が湖本村の虎頭山からの土砂採取を許可したが、湖本村の住民たちはこれに反発し、同年 10 月に雲林縣野鳥學會を設立し、八色鳥の保護を訴えた。2000 年 5 月に中華民國野鳥學會が署名活動を行い、21 カ国の 73 の団体から賛同を得た。

八色鳥は渡り鳥で、冬はマレーシアやインドネシアで過ごし、夏に台湾、韓国、日本、中国などに渡って繁殖する。生息地の開発が進んだことにより、全世界で数千羽程度しか棲息していないと見られており、絶滅が危惧されて

いる状態にある。虎頭山だけで 15 から 20 羽、湖本村全体では 20 つがい以上の八色鳥が棲息し、世界最大の八色鳥の繁殖地となっている。

林内郷湖内村は斗六市の郊外にある人口千人ほどの山間の村である。2000 年当時、湖本村の村長だった尹伶瑛は、花蓮縣生まれの第二世代の「外省人」である。雲林縣出身で台北の大学で学んだ廖榮林と台北で出会い、結婚して 24 歳の時に雲林縣西螺郷に移住し、以後 20 年近くにわたって農家の主婦として生活していた。夫の廖榮林は環境工学関係のエンジニアリング会社を営んでいた。林内郷湖本村の自然環境に惹かれてこの村に通い、地域の資源を活かした地域社会の再生への取り組みを村人たちや周辺にすむ知識人らと共同で始めようとしていた。社區發展協會の理事長を経て、村人らの支持を得て尹伶瑛は湖本村で初めての女性の村長に当選した。虎頭山の開発が始められたのは、湖本村の地域再生への取り組みが始まったばかりの頃であった。尹伶瑛は、2000 年 4 月の國民大会代表選挙に雲林縣選挙区から立候補するが落選するが、同年の雲林縣議会選挙では県議員に初当選する。尹議員らの反対運動にもかかわらず、縣政府は有効な対策を取らず、虎頭山の開発を止めようとしなかった。

3. 林内郷のごみ焼却場建設問題

中央政府の行政院環境保護署は、1990 年代初めに北部の桃園縣などで一般廃棄物の埋め立て処分場が著しく不足し回収できなくなったごみが路上に溢れるという非常事態が発生したことをうけて、1993 年以降、それまで主流だった埋め立て処分から焼却処分への全面的な転換して、全国の縣、(縣と同格の)市にそれぞれ一つ以上のごみ焼却場を建設する政策を推進していた。それぞれの焼却場の建設主体は各地方政府であったが、中央政府からの高い比率での財政的な補助が行われていた。

しかし 2000 年以降、台湾の經濟状態の停滞が顕著になり、消費水準も低迷すると、ごみの発生量が減少し始めた。ごみの発生量の減少には、1990

年代半ばから公的リサイクル制度が本格的に導入されたことも影響していると思われる。一方でごみ焼却場は、一部の地域で NIMBY 問題や地方派閥の介入などによる混乱があったが、財政的な補助などによる中央政府の推進政策を受けて各地で次々と建設が進められ、稼働し始めた。そうして台湾全体でごみの不足、焼却炉の稼働率の低下が顕著になった。

林内郷烏塗村で BOT 方式により建設が進められてきたごみ焼却炉については、立法院と行政院環境保護署は、一つの縣に最低一つの焼却炉を建設するという政策の例外を認め、建設予算の支出凍結を決めた。建設地点の付近に周辺の多数の縣・市にまたがって水を供給する浄水場の建設が予定されており、汚染が懸念されることや、経済性への疑問などが問題とされている。しかし、雲林縣政府はこの予算凍結に反対し、BOT であることを利用して予算支出をとまなわなないままの工事着工を認めた。

4. 虎尾鎮の農地のカドミウム汚染問題

また、虎尾鎮の農地で隣接する化学工場が長年にわたって排出してきた排水中のカドミウムによって汚染されていることが、2001 年に発覚した。この工場はすでに製法を転換して現在はカドミウムを使用しておらず、カドミウムを排出していた当時はそれを規制する法令がなかったため、刑事責任を問われていない。カドミウム汚染の被害を受けて耕作を制限されている農民たちは適切な補償を得られずにいる⁶。

虎尾鎮でカドミウムに汚染された米が見つかったのは 2001 年 6 月だった。汚染源は水田につながる用水路の脇にある化学工場、台湾色料の工場排水だった。台湾における農地のカドミウム汚染の基準濃度は 1ppm だが、カドミウムに汚染された米が作られていた農地では、最高で 59ppm の土壤汚染が見つかった。「嚴重汚染」に区分される 10ppm を超える濃度を示した農地が約 3ha あった。汚染源となった台湾色料は 30 年以上に渡ってカドミウムを年間 30 トンも使用して染料などを生産し、カドミウムを含む汚水を処理せ

ずに排水し続けていた。汚水は排水路から直接農業用水路に流れ込んでいた。カドミウム汚染を知らされていなかった周辺の農民は、水路にたまった汚泥を引き上げて農地に入れていた。そのことが農地のカドミウム汚染をより激しくしたと考えられる。汚染が著しい農地では、酸を使って土壌を洗浄するという方法によるカドミウムの除去が試みられたが、カドミウムの除去が必ずしも十分ではない上、その方法では土壌中の栄養分も流失してしまうため、農地の生産力の回復は達成されなかった。

台湾色料の工場が汚染源であることは明確であったが、米と農地のカドミウム汚染が明らかになった時期には、同工場はすでにカドミウムを使った生産工程の使用を止めていた。また、同工場がカドミウムを含む汚水を未処理で排水していた時期には、その排出を規制する法律が整備されていなかったため、カドミウム排出の違法性を問うことはできなかった。また工場はすでに縣内に開発された工業団地への移転を決めていた。2002年1月、公害糾紛処理法にもとづく雲林縣の公害仲裁委員会の調停を受けて、被害を受けた農民の一部が工場との間で一定の補償金を受け取ることによって和解した。しかし和解に応じずに訴訟を行った農民たちもいた。

5. 台湾プラスチック・グループの第六ナフサ分解プラント(六輕)建設

台湾最大の民間企業グループ、台湾プラスチック・グループによる第六ナフサ分解プラント(六輕)を中心とした石油精製・石油化学コンビナート建設計画が1986年に発表されて以来、様々な曲折を経て、雲林縣麥寮郷にプラントが建設されている。当初の建設予定地だった宜蘭縣利澤工業区ではすでに用地買収を進めていたが、地元民だけでなく宜蘭縣政府もこの計画に反対したために挫折した。1988年、次に候補地となった桃園縣觀音工業区では、地価が高かったために広大な用地を必要とするナフサ分解プラントの建設を断念した。

六輕建設計画の度重なる挫折をうけて、台湾プラスチック・グループの創

業者、王永慶会長は、1990 年 1 月、中国大陸を訪問し、同グループが福建省廈門の工業団地にナフサ分解プラントを中心とする石油化学プラントを建設する進出計画が表面化した。当時、台湾政府は中国大陸への直接投資を禁止していたが、実際には中小企業の香港など第三国を経由した大陸への進出は黙認されていた。しかし、石油化学プラントのような巨大な投資計画を台湾政府は容認できなかった。台湾プラスチックに対する説得工作がなされて 1990 年 11 月に中国大陸への投資計画は中断され、台湾プラスチックは 1991 年 8 月に雲林縣麥寮郷への六輕を建設することを決めた。台湾プラスチック社に大陸中国への投資を思いとどまらせるために、政治的な圧力と同時に様々な形での便益供与の約束が政府との間でなされたと見られる。

六輕のナフサ分解によるエチレン生産能力は年間 45 万トンで、原料として必要な年間 160 万トンのナフサをプラント内で自給するため石油精製施設も併設し、輸送のための麥寮工業港の建設も伴った巨大プラントであった。直ちに行政院環境保護署による環境影響評価が行われ、1992 年 1 月、基準に合致する公害防止対策を行うことを条件に建設計画が認められた。六輕とその関連プラントの建設費は総額約 900 億元で、その内約 25% にあたる 225 億元が公害防止投資にあてられた⁷。雲林縣では、一部では六輕計画に対する反対運動があったが、宜蘭縣のような地方政府による計画反対の動きは見られなかった。いずれも台湾の中では経済開発が相対的に遅れていた宜蘭縣と雲林縣の両政府の対応は異なったものであった。

六輕のプラント建設は 1999 年には一部が完成し操業が始まった。外界から隔離された巨大プラントでは、警察権力や地方政府の立ち入りも容易でない程の状況であった。開業当初の 1999 年 9 月に、プラント内でタイ人とフィリピン人が外国人労働者同士で衝突する事件が発生している。そうしたトラブルはその後も発生していると言われるが、また地元の NGO によると、六輕からの大気汚染物質の排出によると見られる農業被害も見られたが、政府は調査を行わず、メディアも大きく取り上げなかったという⁸。

台湾の西海岸では開発が遅れていた雲林縣では、大規模開発は 1990 年代

から本格的に始まったばかりである。他にも、沿海部の大規模開発としては、台西郷での離島工業区の建設が進められているが、建設に伴う海流の変化と海洋汚染により、周辺の牡蛎養殖業者が被害を受けているという問題もある。開発が遅れている地域で地方政府が経済開発を推進することはやむを得ないかもしれないが、環境保護に配慮しない開発や、希少な自然資源を短期的な利益のために破壊する開発は、長期的な視点から見て結局は地域社会のためにはならないであろう。

第4節 雲林縣における地方政治と環境政策

雲林縣では様々な形で「開発と環境」をめぐる諸問題が発生しており、その多くが地方の政治利権と密接に関連している。1999年から2004年まで縣長として雲林縣で多大な政治勢力を誇った張榮味を中心に、雲林縣の地方政治の状況を簡単に説明し、環境問題への取り組みとの関連を述べる。

張榮味は1957年生まれ。縣議会議員、議長を経て、自らの地方派閥を形成し勢力を伸ばしていった。そして蘇文雄縣長の急死によって1999年に行われた選挙に無所属で立候補し、他の地方派閥から出た国民党の公認候補と民進党の候補との激しい選挙をくりひろげて当選した。張榮味は縣長に就任してから国民党に復党し、雲林縣の他の複数の政治派閥を抑え込んで張派はさらに勢力を伸ばした。

2004年の総統選挙での再選を目指していた陳水扁総統は、雲林縣での選挙を有利に進めるために、張縣長の取り込みを計ろうとしていた。外交関係を持つ国に限られるため数少ない総統の外遊の機会に張縣長を同行させたり、国体を雲林縣で開催させてそれに伴う公共支出を雲林縣に配分したり、様々な形で張縣長と雲林縣に利益を誘導しようとした。すでに国民党に復党していた張縣長は国民党の連戦候補を支持するべきであったが、陳総統が送る秋波に対して曖昧な態度をとり続け、さらなる便宜供与を引き出そうとしてい

た。しかし結局、陳總統の工作は成功せず、張縣長は国民党の連戦候補を支持することを表明した。2004 年 3 月の總統選挙の結果は、陳總統が接戦を征して再選を果たした。雲林縣での投票結果は、予想に反して陳總統の圧勝であった。雲林縣で行われた選挙で民進党のこれ程の圧勝は初めてであった。この選挙結果は、張縣長の威信は急落させ、縣内での政治基盤を一気に危うくさせるものであった。

こうした状況下で、林内郷におけるごみ焼却炉建設に関わる汚職の容疑で、2004 年 6 月に雲林縣政府環境保護局の幹部らが、7 月には林内郷長が逮捕された。張縣長に対しては検察から出頭要請がなされたが縣長は応じず姿を隠したため、同年 8 月に指名手配された。同時に張縣長は停職となり、副縣長が代理をつとめた。2004 年 12 月 11 日の立法委員選挙の前日に、雲林縣内で張榮味は逮捕された。翌日の立法委員選挙では、雲林縣では無所属で立候補していた張榮味の妹、張麗善がトップ当選を果たした。また、最下位(6 位)当選ではあったが、林内郷のごみ焼却炉建設問題で張縣長を批判し、反対運動を続けていた湖本村の元村長で縣會議員の尹伶瑛が、台湾独立派の台灣團結聯盟(台聯)から立候補し、立法委員に当選した。

張榮味はごみ焼却炉建設に関わる汚職の容疑を否定し、2004 年の總統選挙で陳總統を支持しなかったことに対する陳水扁政権による政治的な報復であると主張している。張榮味は、拘留されたままの状態でも 2005 年 3 月、最高裁判所にあたる最高法院が 1994 年に張榮味が雲林縣會議長に選ばれた際の議長選挙での買収事件に関する張榮味の上告を棄却しこの事件の有罪が確定したため、ようやく縣長職を解職された。2004 年 8 月の指名手配以来、縣長の代理をつとめていた副縣長は張榮味の腹心であったが、縣長解職の後、中央政府が送り込んだ代理縣長は雲林縣出身の民進党の政治家、李進勇であった。民進党は雲林縣で初めて、縣の予算や人事の権限を握った。

2005 年 12 月の縣長選挙では、張派は自派の候補が国民党の予備選挙で候補氏名を得ることができず、独自の候補を立てることができなかった。国民党の縣長候補となったのは張榮味と対立する許派の創始者の息子、許舒博立

法委員だった。民進党の縣長候補は、長年にわたって国民党による雲林縣支配に抵抗し続けた蘇治芬だった。蘇治芬の両親はいずれも権威主義体制下で政治弾圧によって投獄された経験を持つ、雲林縣の有力な野党政治家だった。蘇治芬自身は 1996 年から 2000 年まで雲林縣選出の国民代表、2001 年から 2004 年まで立法委員を務めていた。2004 年の立法委員選挙には立候補せず、縣長選挙を目指していた。蘇治芬は環境政策への取り組みも熱心に行ってきた。林内郷のごみ焼却場問題では、尹伶瑛ら地元の反対運動と共闘し、建設利権と汚職の疑いを追究し、張縣長を批判していた。また立法委員として虎尾鎮の農地のカドミウム汚染問題にも取り組んでいた。2004 年の立法委員選挙では、民進党員でありながら台聯から立候補した尹伶瑛を実質的に応援し、当選させている⁹。

縣長選挙の運動では、蘇治芬はそれまでの国民党による大規模工業開発推進政策を批判し、農業振興による雲林縣経済の立て直しを主張した。そのキャッチフレーズは「農業首都」であった。実際、台湾プラスチック・グループの六輕や臨海埋め立てによる離島工業区の建設などの大規模開発は、地元の経済振興や雇用の拡大に必ずしもつながっていなかった。

縣長選挙の結果は、予想に反して、蘇治芬の圧勝であった。台湾全体で見ると、2005 年 12 月の統一地方選挙（縣・市長選挙、地方議会選挙など）は与党民進党の大敗であったが、雲林縣では民進党が初めて縣長選挙での勝利を得た。一方、同時に行われた縣議会議員選挙では民進党は 43 議席中 6 議席しか獲得できなかった。張派は縣議会で多数を占め、張榮味の雲林縣での政治勢力はまだなくなっていない。縣長に就任した蘇治芬は、民進党の雲林縣議会議員で副議長もつとめた林源泉を副縣長に指名した。林源泉は台湾プラスチックの六輕建設問題では反対運動の先頭に立ち、離島工業区建設に伴う地元台西郷の漁業被害問題にも取り組む環境保護派であり、蘇治芬の政治姿勢とも近いと見られる。蘇治芬縣長は、張縣長と縣政府の汚職問題が明らかになって以後も建設が続いていた林内郷のごみ焼却場の建設、使用を止めると発表した。

前節であげたいずれの環境問題、開発問題においても、地方分権化によって権限が強まり財源、人員が以前よりも拡充したはずの地方政府がイニシアティブをとって問題解決に努力すれば、問題は深刻化せずに別の展開を見せていた可能性が高い。しかし、張榮味縣長時代の雲林縣政府は、環境保護運動の訴えに対しては冷ややかで、むしろ開発を推進する立場を一貫してとり続けていた。また、すでに発生してしまった環境汚染問題の解決にも熱心とはいえない。林内郷のごみ焼却炉建設問題においては、中央政府が環境問題の存在と経済的非効率性を認めて計画を停止しようとしたにもかかわらず、地方政府の権限を使った抵抗と、公共建設へ導入された BOT 方式によりそれを覆してしまった。

雲林縣政府の開発推進の態度は、張縣長が建設業者に近い立場にあり、地方政治の利権と結びついていたことと深く関係していると考えられている。中央政府、このような事態に有効な対抗策をとることができない。2004 年 3 月 20 日に行われた總統選挙において雲林縣で縣長の協力を得ての得票を伸ばすために、陳水扁政権は新たな公共建設を誘導することによって張榮味縣長に近づき、その取り込みを計った¹⁰。中央政府の民進党政権が開発を推進する縣長に利権の誘導を通じて近づこうとしていた状況下では、縣長の開発を優先する政策に対して、中央政府が環境保護の側面を重視して適切な歯止めをかけることはあまり期待できなかった。

先に述べたように、1980 年代半ばまで続いた国民党の権威主義体制下で、国民党はそれぞれの地方で複数の派閥を競争させ、特定の政治勢力がある地方を長期的に支配し続けることを巧みに防いでいた¹¹。民主化以降は国民党によるそのような地方政治への統制は効力を失う。また、1988 年から 2000 年までの李登輝政権下で政治的自由化、民主化は進展したが、その一方でそれまで主で舞台に直接出ることがなかった地下勢力が政治家として表の世界に直接登場し、政治家に対して圧力をかけ、さらには自ら政治家として登場するなど、政治的影響力を強めてきた。国民党政権の権威主義体制下で強権的な支配が抑え込んでいた地下勢力が、李登輝政権で抑えが効かなくなって

政治的利権に公然と介入するようになったのである。「黒金」の問題（「黒」は「黒道」、ならず者、「金」は金権政治）は、台湾の民主化がもたらした最悪の副産物とされている。

雲林縣においても、権威主義体制下では地方の政治派閥は複数存在し、派閥同士が競い合い、擬似的な政権交代を国民党に強いられることによって、特定の地方派閥が雲林縣全体を長期にわたって支配するという事態は巧妙に回避されていた。しかし民主化以後は、雲林縣においてもそのような歯止めがきかなくなっていた。張縣長は、国民党を離党して当選したが、その後国民党に復帰した上に、民進党政権にも近づき、政治的基盤を強化しつつあり、縣内に有力な対抗勢力が対峙することが困難な状況ができあがっていた。

以上に見たように、台湾における地方政府の環境政策は、民主化が地方分権化をもたらし、地方分権化が地方の環境政策を推進という単純な図式だけでは理解できない状況となっている。それぞれの地域に複雑な地方政治と利権があり、経済開発と密接に関係している環境政策、資源保全政策は、常にその政治過程の利害調整を経て進行せざるをえないのである。雲林縣の例から明らかなように、地方政府の環境政策も民主化の副産物である「黒金」問題の影響を受ける場合がある。以上のような問題を克服するためには、地域社会の基層で民主化を定着させる試みが必要と考えられる。

雲林縣では、林内郷のごみ焼却場建設に関する汚職事件での検察権力の介入により、地方政治に大きな変化がもたらされつつある。汚職事件による逮捕により強権的に排除された張元縣長の政治勢力はまだ残っており、今後の地方政治と縣政府の動向は不透明な状況にある。

-
- ¹ 国民党政権による地方政治の支配については、若林[1992]; Wu[1987]などを参照。
- ² 寺尾[2005]、第 5 節では、台中縣、台南縣と雲林縣を事例として取り上げ、地方政治と地方環境政策との関連を論じている。地方分権化は、いずれの地方政府においても必ずしも環境政策の推進につながっていない。雲林縣は台湾の中でも特に地方政府の開発推進の施政の強化が目立つ事例といえる。
- ³ 植田[1993]、寺尾[1993]などがあげられる。
- ⁴ 雲林縣の事例については、主に 2002 年 11 月、2003 年 2 月に現地で行った調査に基づく。
- ⁵ 雲林縣林内郷湖本村で 2003 年 2 月に行った調査に基づく。林内郷湖本村の八色鳥の保護運動については、Tang & Tang [2003]がある。
- ⁶ 畑明郎教授(大阪市立大学)、李秀容氏(台灣環境權益促進會)、傅志男氏、林岱瑾氏(ともに高雄市教師會生態教育中心)と合同で 2002 年 11 月 5 日に行った雲林縣虎尾鎮における現地調査に基づく。以下は、調査の記録である畑[2004], pp.165-169.などに基づく。
- ⁷ 台湾プラスチック社の第六ナフサ分解プラント建設の経緯については、寺尾[1993], pp.175-177.を参照。台湾企業による大陸中国への石油化学プラントの進出の動きはその後も続いた。王永慶は何度も投資の意向を表明し政府に対して揺さぶりをかけ続けた。1990 年代後半からは台湾プラスチックを含む複数の企業がすでに大陸中国への大規模プラントの進出を実現させている。
- ⁸ 2003 年 2 月に行った現地調査に基づく。
- ⁹ 2004 年 8 月の張榮味の指名手配以来の雲林縣の政治状況については、小笠原[2004]、小笠原[2006]を参照。
- ¹⁰ 雲林縣における地方政治の状況については、小笠原[2000]、小笠原[2003]を参照。陳水扁政権が雲林縣への露骨な利権誘導を行ったが、張榮味縣長は 2003 年 11 月に野党国民党の連戦候補を支持することを表明し、陳水扁政権

は張榮味縣長の取り込みに結局は失敗した。にもかかわらず、2004 年 3 月 20 日の總統選挙では、雲林縣で現職の陳水扁は前回 2000 年總統選挙での実績を大きく上回る 60%あまりを得票した。

¹¹ 若林[1992]を参照。

参考文献

< 日本語文献 >

- 畑明郎[2004],「台湾のカドミウム汚染」, 畑明郎『拡大する土壌・地下水汚染—土壌汚染対策法と汚染の現実—』, 世界思想社, pp. 165-169.
- 小笠原欣幸[2000],「雲林県からみた 2000 年総統選挙」,
(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/yunlin2000.html>)
- 小笠原欣幸[2003],「2004 年総統選挙の見通し (I)」,
(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/prospects2004.html>) .
- 小笠原欣幸[2004],「雲林県・張榮味県長の末路 (その 1)」,
(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/zhangrongwei2004.html>)
- 小笠原欣幸[2006],「雲林県・張榮味県長の末路 (その 2)」,
(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/zhangrongwei2005.html>)
- 川瀬光義[1996],「台湾の地方自治と地方財政 —孫文の建国構想はどう実現したか—」, 川瀬光義『台湾・韓国の地方財政』, 日本経済評論社, pp.13-38.
- 佐藤幸人[1992],「台湾—開発独裁の負の成果—」, 藤崎成昭編『発展途上国の環境問題 —豊かさの代償・貧しさの病—』, アジア経済研究所, pp. 62-77.
- 寺尾忠能[1993],「台湾—産業公害の政治経済学—」, 小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境 —東アジアの経験—』, アジア経済研究所, 1993 年, pp. 139-199.
- 寺尾忠能[2005],「台湾における民主化, 分権化と環境政策—政策形成過程と執行をめぐる政治経済学—」, 寺尾忠能・大塚健司編『アジアにおける環境政策と社会変動』, アジア経済研究所, pp. 169-212.
- 植田和弘 [1993],「台湾の環境政策と日本モデル」, 小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験—』, アジア経済研究所, pp. 253-267.
- 若林正文[1992],『台湾—分裂国家と民主化—』, 東京大学出版会.

< 中國語文獻 >

陳佳珣[2003], 「八色鳥看台灣生態保育的困境」, 『生態中心季刊』, 第 12 期, 2003 年 4 月, 高雄市教師會生態教育中心.

< 英語文獻 >

Tang, Ching-ping, & Shui-yan Tang[1997], "Democratization and Environmental Politics in Taiwan," *Asian Survey*, Vol.37, No.3, pp. 281-294.

Tang, Shui-yan, & Ching-ping Tang[2003], "Local governance and environmental conservation: gravel politics and the preservation of an endangered bird species in Taiwan," *Environment and Planning A*, Vol.35.

Wu, Nai-teh[1987], *The Politics of Regime Patronage System: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime*, Ph.D. dissertation, Department of Political Science, The University of Chicago.

調査研究報告書
新領域研究センター 2005 - - 27
発展途上国の地方分権化と環境政策

2006年 3月15日発行
発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構
アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2
電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載等を禁じます。 印刷 (有)膳光社